

町民の声内容

タイトル：電源立地交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当部分）の交付状況について

電源立地対策制度の主旨と意義は、電源立地交付金は電源開発促進税を資源として電気の生産地にも消費地が享受する恩恵の一部を還元するため電気の生産地に対して交付されるもの、また、交付金は電気の生産地域の医療・介護の充実、教育の向上、地元産品の開発、普及等に使われ発電所の立地に対する地元の方々への理解の向上に貢献しています。とありますが

質問 1

合併前の交付金は旧 3 町の何処の「旧町」へ交付されておりましたか？そして年間いくらの交付額ですか？

質問 2

合併後、11 年間交付金の旧 3 町への利用状況を教えてください。

質問 3

・交付金の概要を見るに発電所施設設置の地域周辺ということで「旧八東町」へ交付されていたものと理解します。

・当自治体はインフラ整備（部落内の道路・水路・等の整備）の為に長期計画（GD）を立て毎年行政へ予算獲得のため陳情を実施し予算獲得（地元負担なし）に向け努力しています。（H29 年度陳情時も同様「電源立地交付金」の取得をお願いをいたしました。）

従って、いくら合併をしたにしても交付金の使用権限は平等で「3 町」でなくまず優先的に「発電施設周辺地域」である「旧八東町」にあると考えますが私の考え方間違っていますか？

質問 4

質問 3 に対し「町の考え方」を教えてください。